

男女共同参画

# 小国町 男女共同参画 社会づくり計画

一人ひとりが輝いて暮らすまち



小国町 ゆるキャラ  
「おくたん」



平成25年3月

小国町

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1. 男女共同参画社会ってなに？	1
2. なぜ男女共同参画が必要？	1
3. 男女共同参画の現状と課題	3

## 第2章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨及び基本理念	7
2. 計画の位置づけ	8
3. 計画期間	8
4. 計画のめざす姿（基本目標）	8
5. 計画の重点目標	9
6. 計画体系図	10
7. 計画の推進体制	11

## 第3章 行動計画 ～具体的な取組み～

第1 男女共同参画社会をめざす意識づくり	13
第2 さまざまな分野における男女共同参画の推進	15
第3 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり	18

## 資料編

男女共同参画社会基本法	22
熊本県男女共同参画推進条例	28
小国町男女共同参画社会推進懇話会設置要項	34
小国町男女共同参画社会推進懇話会委員名簿	35
小国町男女共同参画社会推進会議設置要項	36
用語の解説 ～知っておきたいキーワード～	37

# はじめに

---

国においては、平成22年12月に「第三次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。その計画の基本的な方針には、『男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、政府一体となって取り組むべき重要課題である。』とあり、併せて、我が国の男女共同参画の現状は、まだ道半ばの状況にあり、課題解決に向けて、尚一層の推進が必要不可欠であるとしています。

さて、小国町では、これまで一人ひとりの人権が尊重される社会の実現や、男女共同参画社会の推進のための啓発などに取り組んでまいりました。その成果もあって、町民の方々の意識は以前に比べればずいぶんと変わってきているのではないかと感じています。

しかし、「女だから、男だから」ということで活動の場を制限されたり、あるいは、家事などの家庭生活と職場や地域社会などにおける活動との両立が難しい環境があるなど、まだまだ多くの課題があることも認識しています。

このたび、小国町における男女共同参画社会の推進のために、さまざまな取り組みを体系化し、今後の町の目指すべき姿を明らかにするとともに、それを実現するために「小国町男女共同参画社会づくり計画」を策定しました。

今後、住民一人ひとりがそれぞれの立場から積極的に男女共同参画社会づくりに更に取り組んでいただき、真に豊かで活力のある町になりますよう皆様のご理解とご協力をお願い致します。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見を頂きました「小国町男女共同参画社会推進懇話会」の委員の皆様をはじめ、多くの住民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

小国町長 北里 耕亮

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 男女共同参画社会ってなに？

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条に、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されています。

この条文の中の「参画」とは単なる参加ではなく、自らの意思によって主体的に企画や立案から意思決定、そして実施までの全ての段階に参加するということを表しています。

すなわち、家庭、地域、学校、職場など、社会のあらゆる場面で、誰もが性別に関わりなく自らの意思と能力によって活躍でき、男女が対等なパートナーとして、豊かな個性と能力を十分に発揮できる社会が男女共同参画社会です。



男女共同参画

～男女共同参画シンボルマーク～

### 2. なぜ男女共同参画社会が必要？

1999年に制定された「男女共同参画社会基本法」の前文において、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明記されています。

また、同法第14条には、市町村は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と規定され、市町村には、地域の風土や伝統文化、慣習、住民意識、経済状況などを踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

では、なぜ男女共同参画社会づくりが必要なのでしょう。その理由は、次のとおりです。

## < 第1：基本的人権の尊重 >

我が国においては、日本国憲法により「個人の尊重と法の下での平等」が保障され、教育基本法、労働基準法などの各法律のうえでは男女平等が保障されています。しかし、現実には、職場における昇進・昇格、家庭における家事や育児・介護にともなう負担、「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される性別による固定的役割分担意識に起因する慣習やしきたりなど男女間に格差があり、性別によって自己の個性や能力を発揮する生き方、働き方などの選択が制限されている状況が存在します。また、ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性の人権を著しく侵害する行為もみられます。

「男女共同参画」によって、基本的人権の尊重、男女平等の意識を社会全体に浸透させる必要があります。

## < 第2：社会経済情勢の変化への対応 >

少子・高齢化の進展や人口減少社会の到来、経済低迷による格差の拡大、家庭や地域社会の変化など、私たちを取り巻く社会経済情勢は急速に変化しています。長期的にみた労働力不足への懸念、社会保障制度の維持、価値観の多様化、職業観の変化、家族形態やライフスタイルの多様化などに柔軟に対応していくため、女性の様々な分野への進出や男性の家庭参画、働き方の見直しが図られ、男女が豊かな個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

## < 第3：魅力ある地域づくりの実現 >

地域づくりの活動においては、これまで女性が担ってきた部分も大きいものがありますが、下支えとしての女性の参画は多いものの、企画立案段階への女性の参画は進んでいないのが現状です。住民の半数以上が女性です。地方分権の時代、地域を自らの手で創るためには、老若男女が地域づくりや暮らしの改善に参画し、多様な視点で取組むことが地域の活性化、暮らしやすい地域づくりにつながります。



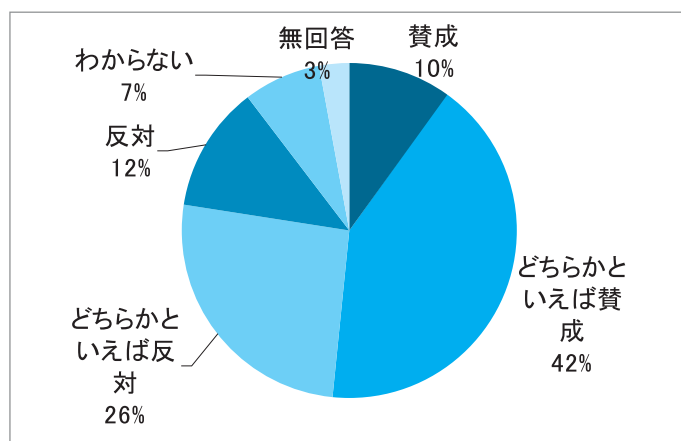
### 3. 男女共同参画の現状と課題

#### < 男女共同参画に関する意識について (図1、図2) >

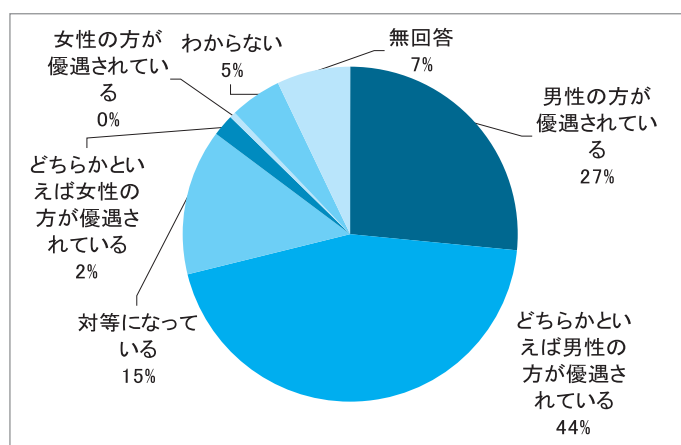
平成19年に阿蘇地域で実施したアンケート調査によると、「男は外で働き、妻は家庭を守るべき」と性別によって役割を決める考え方に同感する人の割合は過半数を超えています(図1)。また、社会通念・慣習・しきたり等における男女の地位の平等感では、「平等」と感じている人は15%にとどまり、約7割の住民が「男性の方が優遇されている」と感じています(図2)。このように、阿蘇地域では、意識・実態ともに男女共同参画がめざす社会とは格差があるようです。

固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、地域の実態を変える住民の具体的実践に繋がるよう啓発活動を展開していく必要があります。

【 図1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方への賛否 】



【 図2 社会通念・慣習・しきたり等における男女の地位の平等感 】



男女共同参画に関する阿蘇地域アンケート調査 (H19)

## < 女性の職業や社会参画について (図3) >

本町のさまざまな活動においては、これまで女性が担ってきた部分も大きいですが、政策・方針決定の場への女性の参画は低い水準にあります(図3)。さまざまな分野において、活動が特定の性、年齢層で担われている場合も見受けられます。

将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会をつくっていくうえでは、ポジティブ・アクション(※)等を推進し、男女がともに政策・方針決定過程に参画して多様な個性・能力を発揮できる環境を整備していくことが必要です。

【 図3 小国町における役職等に占める女性の割合 】

審議会等委員名	総数	うち女性	女性の割合	調査時点
選挙管理委員	4人	1人	25.0%	H24.4.1 現在
教育委員	5人	2人	40.0%	H24.4.1 現在
監査委員	2人	0人	0.0%	H24.4.1 現在
農業委員	11人	2人	18.2%	H24.4.1 現在
固定資産評価審査委員	3人	0人	0.0%	H24.4.1 現在
行政部長	33人	0人	0.0%	H24.4.1 現在
民生委員	23人	6人	26.0%	H24.4.1 現在
民生委員推薦会委員	14人	3人	21.4%	H24.3.31 現在
国保運営協議会委員	6人	1人	16.7%	H24.3.31 現在
社会教育委員	5人	3人	60.0%	H24.3.31 現在
文化財保護委員	5人	2人	40.0%	H24.3.31 現在
スポーツ推進委員	8人	2人	25.0%	H24.3.31 現在
まちづくり審議会委員	11人	1人	9.1%	H24.3.31 現在
情報公開審査会委員	5人	1人	20.0%	H24.3.31 現在
特別職報酬等審議会委員	4人	1人	25.0%	H24.3.31 現在
介護保険運営協議会委員	8人	1人	12.5%	H24.3.31 現在
男女共同参画社会推進懇話会委員	9人	5人	55.6%	H24.4.1 現在
町役場管理職職員	22人	4人	18.2%	H24.4.1 現在

小国町調べ (H24.10.1)

※ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)とは・・・

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。(男女共同参画社会基本法第2条第2号に規定)

## < 本町のこれまでの取組みについて >

本町では、これまで男女問題を含むさまざまな人権課題についての啓発・教育を積極的に進めてきました。また、男女共同参画の視点からも、「女性フォラソン」や「女性会議」、男女共同参画セミナーなどを開催して、少なからず住民意識の高揚につながっているものと考えられます。

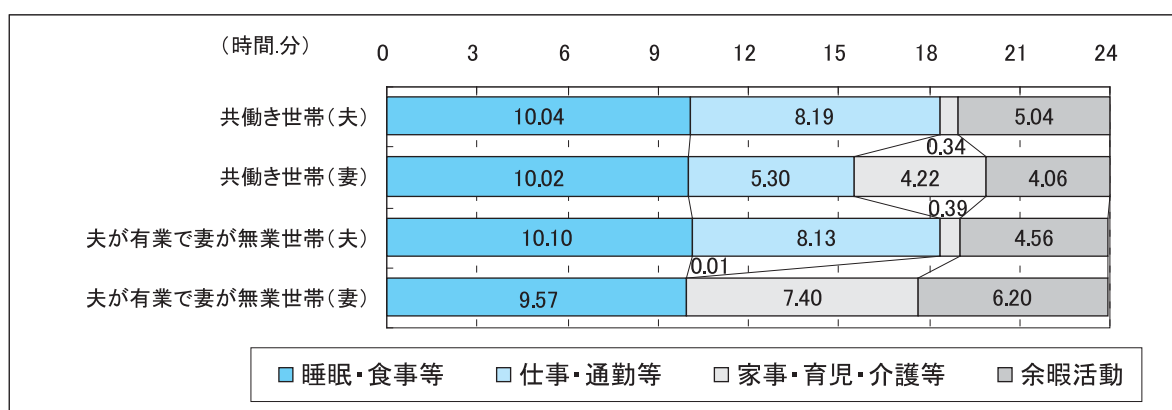
ただし、前述した社会通念、慣習等の固定的性別役割分担意識が解消されているとはいえ、今後、男女共同参画社会の実現に向けたさらなる取り組みが求められます。

< 仕事と生活の調和について (図4・図5) >

総務省の調査によると、夫が家事・育児・介護等に従事する時間は、妻の就業の有無にかかわらず40分弱であり、依然として家事・育児などの家庭の役割は女性に偏っています(図4)。この要因のひとつとしては、男性の長時間労働が指摘されていますが、熊本県の調査によると、男性自身も仕事と家庭を両立させたいと希望しながら仕事中心の生活を送っている現実が明らかになっています(図5)。

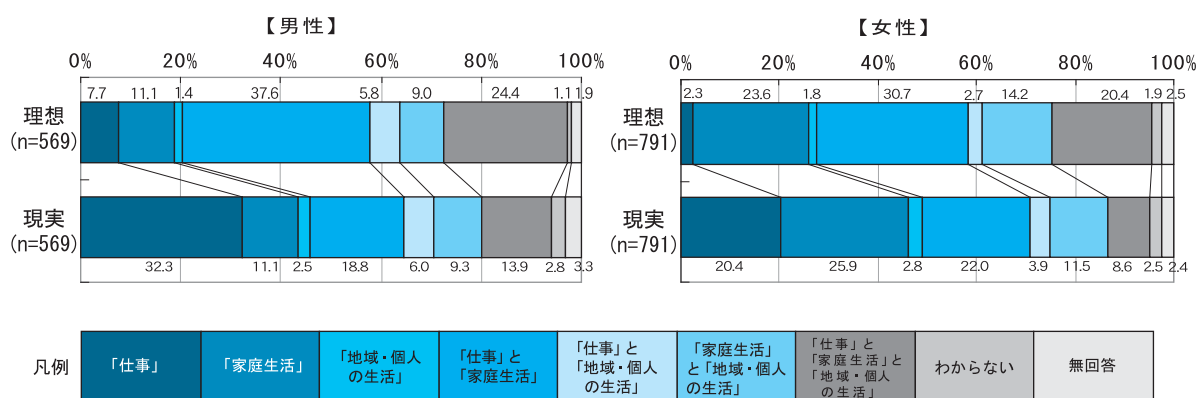
男女が仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランス(※)社会に向けて取組みを進める必要があります。

【図4 熊本県における夫婦の生活時間】



総務省「平成23年度社会生活基本調査」

【図5 仕事と家庭・地域生活の両立(熊本県調査)】



熊本県「男女共同参画に関する県民意識調査 (H21.12 実施)」

※ ワーク・ライフ・バランスとは・・・

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発など、様々な活動に自ら希望するバランスで展開できる状態を言います。ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。



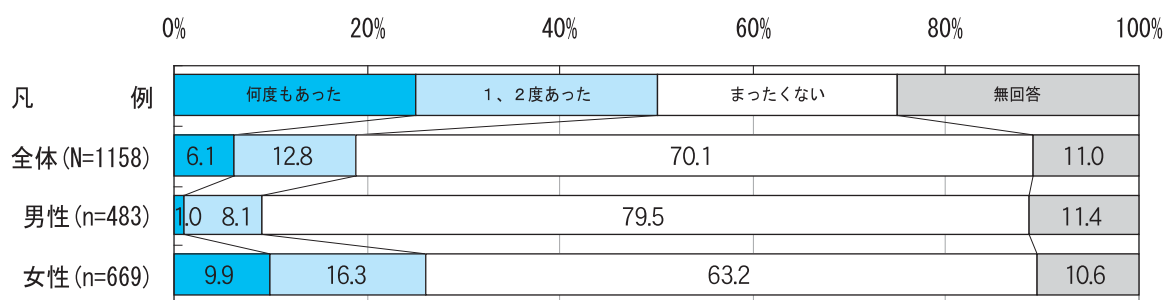
## < 男女の人権について (図6) >

ドメスティック・バイオレンス (DV) (※) は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、このような行為は男女共同参画社会の形成を大きく阻害します。この他にも、社会には、性暴力、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など性に関わる人権侵害が見受けられます。熊本県の調査によると、女性の4人に1人、男性の10人に1人がこのDVの被害経験があると答えています (図6)。

あらゆる暴力を容認しない社会風土を醸成していくとともに、誰もが健康で安心して暮らせる取組みを進める必要があります。



【 図6 DVの被害経験 】



熊本県「男女共同参画に関する県民意識調査 (H21.12 実施)」

※ ドメスティック・バイオレンス (DV) とは・・・

夫婦や恋人などの親しいパートナー間で行われる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力や経済的暴力もDVに含まれます。DVは、心身を傷つけ、人権を著しく侵害する、決して許されない行為です。



～女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク～

## 第2章 計画の基本的考え方

### 1. 計画策定の趣旨及び基本理念

第1章にあるとおり、男女のそれぞれの生き方を狭めるおそれのある性差別、性別による固定的役割分担、偏見などを見直し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することは、持続可能な魅力ある地域に必要不可欠です。この計画は、小国町における男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

また、男女共同参画社会づくりに取り組むにあたり、いつも心がけなければならない基本的な理念を下記のとおりとし、この基本理念を原点に計画を推進していきます。

※本町の基本理念は、男女共同参画社会基本法が定める基本理念（第3条～第7条）と同じです。

#### 基本理念1 男女の人権の尊重

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。男女の人権が尊重されることを旨として、男女共同参画を推進します。

#### 基本理念2 社会における制度又は慣行についての配慮

社会制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮します。

#### 基本理念3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、男女共同参画を推進します。

#### 基本理念4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、男女共同参画を推進します。

#### 基本理念5 国際的協調

男女共同参画社会づくりは、国際社会における様々な取組みと連動して進められてきており、国際社会の一員として、世界の状況や取組みを見据えながら、国際的な連携、協力のもとに男女共同参画を推進します。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 市町村男女共同参画計画としての位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」に位置付けられるものであり、小国町における男女共同参画社会の形成に向けた総合的な施策の指針となります。

### (2) 法令及び関連計画との整合性

この計画は、男女共同参画社会基本法、熊本県男女共同参画推進条例及び国や県の男女共同参画計画、並びに小国町総合計画、小国町人権教育・啓発基本計画を踏まえ整合性を図っています。

### (3) 「小国町DV防止基本計画」としての位置づけ

重点目標「第3 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり」の「(1) 男女におけるあらゆる暴力の根絶」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に位置付けられるものであり、小国町における配偶者からの暴力防止、被害者保護を図るための計画（以下、「小国町DV防止基本計画」）です。

## 3. 計画期間

この計画の計画期間は、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に対応して、必要に応じ見直しを行っていきます。

## 4. 計画のめざす姿（基本目標）

### 「一人ひとりが輝いて暮らすまち」

小国町において、男女共同参画社会が実現した姿を「一人ひとりが輝いて暮らすまち」とし、男女がお互いにその人権を尊重するとともに責任も分かちあい、それぞれの個性と能力を発揮して、老若男女だれもが輝いて暮らすまちを目標とします。

## 5. 計画の重点目標

基本目標の達成を図るために、3つの重点目標を定めます。

### 第1 男女共同参画社会をめざす意識づくり

男女共同参画について住民一人ひとりが正しく理解し、固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画に関する意識が醸成されたまちをめざします。

### 第2 さまざまな分野における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程に女性の参画を進めるとともに、さまざまな分野において男女が共に個性と能力を発揮できるまちをめざします。

### 第3 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり

男女におけるあらゆる暴力が根絶され、個人としての人権が尊重されるとともに、生涯を通じて健康で安心して暮らせるまちをめざします。



## 6. 計画体系図

基本目標の達成を図るために3つの重点目標を定め、それぞれの重点目標を達成するために、施策の基本方向に沿って取り組みます。

### ～ 小国町男女共同参画推進の基本理念 ～

- 基本理念 1 男女の人権の尊重
- 基本理念 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 基本理念 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 基本理念 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 基本理念 5 国際的協調

## 基本目標： 一人ひとりが輝いて暮らすまち

### 重点目標

### 施策の基本方向

第1  
男女共同参画社会を  
めざす意識づくり

(1) 男女共同参画に関する正しい理解の促進

第2  
さまざまな分野に  
おける男女共同参画  
の推進

(1) 政策・方針決定への女性の参画推進  
(2) 仕事と家庭生活等との両立支援  
(3) 地域のさまざまな分野における男女共同参画の推進

第3  
男女が健康で安心し  
て暮らせる環境  
づくり

(1) 男女におけるあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）  
(2) 生涯を通じた男女の健康支援  
(3) 誰もが安心して暮らせる生活環境の整備

## 7. 計画の推進体制

### 1. 推進体制の整備

計画の推進にあたって、小国町役場のあらゆる部署及び職員一人ひとりが男女共同参画への理解を深めるとともに、「小国町男女共同参画社会推進会議」(※1)において計画の進行管理を行い、全庁的かつ総合的に取り組みます。

また、学識経験者や地域住民の意見を施策等に反映させるため、「小国町男女共同参画社会推進懇話会」(※2)を設置し、計画の進捗状況等を検証していきます。

※1 「小国町男女共同参画社会推進会議」とは、男女共同参画の推進が、庁内の各課・局・室・園(以下「各課等」)において、横断した取り組みを行って推進していくことになるために整備する庁内の合意形成・総合調整を行う体制です。(P.35 設置要項参照)

※2 「小国町男女共同参画社会推進懇話会」とは、小国町における男女共同参画の推進について、地域の実情や住民の意見を反映したものとするため、町に対し今後の取り組むべき方策を提言したり、行政内部で検討した政策に関して点検・見直しを行う庁外の機関です。(P.33 設置要項参照)

### 2. 住民、企業、NPO等との協働の推進

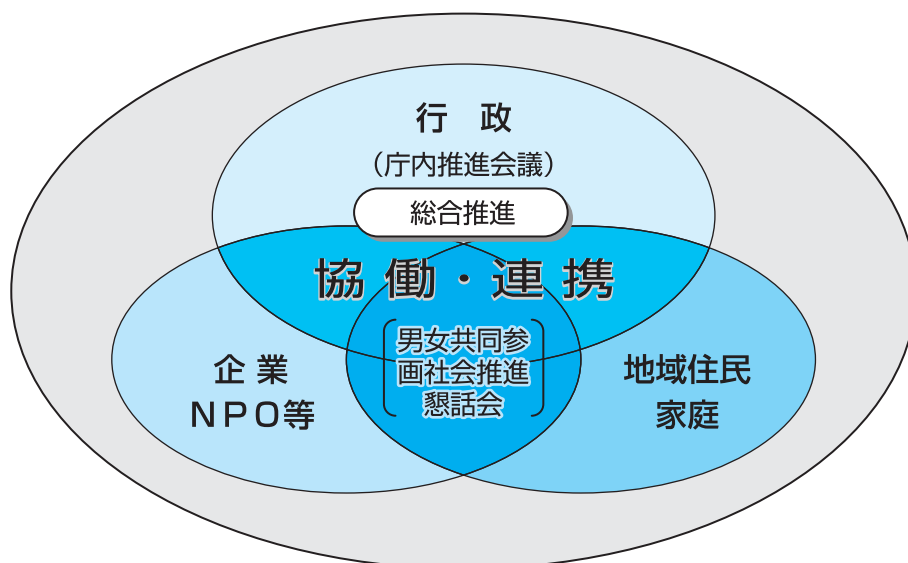
住民、企業、NPO等と行政が協働して、男女共同参画に関する取り組みを推進します。

また、男女共同参画社会をめざす人材、NPO等の育成に努めていきます。

### 3 苦情や意見への対応

男女共同参画の推進に関する住民からの苦情や意見について、現在、本町が設けている相談窓口の機能・連携の充実や、第三者による苦情処理機関の設置を含め、適切に処理するための方策を検討します。

〔 推進体制イメージ図 〕





## 第3章 行動計画 ～具体的な取り組み～

### 【 重点目標 1 男女共同参画社会をめざす意識づくり 】

男女共同参画について住民一人ひとりが正しく理解し、固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画に関する意識が醸成されたまちをめざします。

#### ～ 施策の基本方向 ～

##### (1) 男女共同参画に関する正しい理解の促進

固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画の正しい理解を促進する啓発活動を積極的に展開します。

具体的施策	取 組 内 容	担 当 課
①男女共同参画計画の策定と推進体制の充実	町の男女共同参画社会推進の指針となる「小国町男女共同参画社会づくり計画」を策定し、この施策体系に基づき、さまざまな取り組みを展開していきます。 また、庁外機関である懇話会を設置するとともに、庁内推進会議を充実し、計画の進捗状況の確認及び計画の推進に関する意見や提言についての聴取を行います。	住 民 課
②男女共同参画に関する広報・啓発	町の広報等の情報発信においては、男女共同参画の視点に立った表現に配慮するとともに、広報おぐに、町ホームページ、町ケーブルテレビ、エフエムおぐに等を活用して住民の意識啓発を行います。 また、啓発等においては、男女共同参画の推進は、男性自身の固定的役割分担意識の解消や長時間労働等の働き方の見直しなど男性にとっても有意義なものであるとの理解が深まるよう配慮します。	総 務 課 情 報 課 住 民 課
③さまざまな機会を通じた意識啓発	各種行事等のさまざまな機会を通じて男女共同参画に関する意識啓発を行います。	各 課 等



④男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供	男女共同参画に関する図書や資料などを収集し住民に提供します。	住民課 福祉課 教育委員会
⑤男女共同参画に関する意識調査の検討	身近な視点からの啓発や今後の施策に活用するため、男女共同参画に関する意識調査の実施を検討します。	住民課
⑥人権教育・啓発の推進	小国町人権教育・啓発基本計画に基づき、男女が互いの人権を尊重する意識を持つよう、広報やさまざまな機会を通じた人権に関する情報提供や人権教育、啓発の充実を図ります。 また、同計画に規定する子どもや高齢者、障がい者、外国人等を取りまく人権課題の解消のため、特に女性であることで併合される困難な状況に対処するための人権教育、啓発に努めます。	住民課 教育委員会
⑦男女共同参画を推進する教育・学習の充実	子どもたちが男女共同参画を理解し、性別に捉われず自らの個性や能力を発揮する将来を見通した自己形成ができるよう、職場体験研修等の教育を推進します。	教育委員会
⑧男女共同参画を推進する人材の育成	県の人材育成事業を積極的に活用し、男女共同参画社会づくりを力強く進める地域リーダーを育成します。	住民課
⑨男女共同参画週間における啓発活動の強化	男女共同参画週間（6/23～29）にあわせ、男女共同参画に関する各種啓発活動を積極的に行います。	住民課



## 【 重点目標2 さまざまな分野における男女共同参画の推進 】

政策・方針決定過程に女性の参画を進めるとともに、さまざまな分野において男女が共に個性と能力を発揮できるまちをめざします。

### ～ 施策の基本方向 ～

#### (1) 政策・方針決定への女性の参画推進

男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定過程に参画できるよう、町の審議会等委員への女性登用など女性の政策・方針決定過程への参画拡大を進めていきます。

具体的施策	取 組 内 容	担 当 課
①町の審議会等における女性委員の積極的登用	町の政策・方針決定に関わる審議会等において女性委員の登用を積極的に進めます。	各 課 等
②町の管理職等への女性登用	人材育成及び女性職員の職域拡大（配置の見直し）を積極的に進め、更なる資質の向上を図りながら女性の管理職等への登用を推進します。	総 務 課

#### (2) 仕事と家庭生活等との両立支援

男女がともに仕事と家庭生活等のバランスを図り、自己実現が可能となるよう、仕事と生活の調和のための取組みを着実に進めます。

具体的施策	取 組 内 容	担 当 課
①雇用における男女の均等な機会・待遇の確保に向けた広報・啓発	男女が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる就業環境の確保に向けて、広報やさまざまな機会を通じ、男女雇用機会均等法の周知や継続して働ける就業条件の整備、セクシュアル・ハラスメントの防止を働きかけます。 また、農業分野においては、家族における農業労働における就業条件を定めた家族経営協定の締結を促進し、働きやすい就業環境の整備を推進します。	総 務 課 産 業 課 住 民 課

②仕事と家庭の両立に向けた広報・啓発	男女ともに人生のライフステージに応じた多様な働き方や生き方を選択できるよう、広報やさまざまな機会を通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及、育児・介護休業の利用促進、両立支援制度が利用しやすい職場環境づくりなどの啓発を行います。	総務課 住民課 福祉課
③子育て・介護支援の充実	子育て期における仕事と家庭生活の両立が図られるよう、保育サービス・育児相談の充実、子育てサークル等への活動支援、子育てに関する情報提供などの子育て支援策を充実させます。 また、介護支援策の充実を図ります。	福祉課 保育園
④男性の仕事と生活の調和に向けた広報・啓発	男性の仕事と生活の調和に向けて、広報やさまざまな機会を通じ、長時間労働の見直しや育児・介護休業の利用促進などの啓発を行います。	総務課 住民課 福祉課

### (3) 地域のさまざまな分野における男女共同参画の推進

地域づくり、農林業、防災、観光、環境など地域のさまざまな分野において、男女がともに参画し、多様な発想・活動などを通じた持続可能な活力ある地域づくりを進めます。

具体的施策	取組内容	担当課
①さまざまな分野における企画立案・方針決定の場への女性の参画促進	地域づくりや農林業をはじめ、地域のさまざまな分野における企画立案・方針決定に男女がともに参画するよう働きかけます。	総務課 情報課 産業課
②人材の育成	地域づくり等のさまざまな分野において、地域のリーダーとなる人材を男女かかわりなく発掘・育成します。 また、県の人材育成事業を積極的に活用し、男女共同参画社会づくりを力強く進める地域リーダーを育成します（再掲）。	総務課 情報課 住民課
③男女共同参画の視点を活かした地域づくりの推進	各種団体等への支援やネットワークづくり、地域コミュニティの活性化など男女が手を携えた各種活動を支援します。	各課等

④男女共同参画の視点を活かした農林業の活性化	農林就業人口の過半数を占める女性農業者の政策方針決定過程への参画、人材育成、経営参画、就業条件の整備、起業活動をさまざまな機会を通じて支援します。	産業課
⑤男女双方の視点に立った防災体制の整備	男女双方の視点に配慮した防災体制の整備を進めるとともに、自主防災クラブや女性消防団員のさらなる育成に努めます。	総務課



### 【 重点目標 3 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり 】

男女におけるあらゆる暴力が根絶され、個人としての人権が尊重されるとともに、生涯を通じて健康で安心して暮らせるまちをめざします。

#### ～ 施策の基本方向 ～

##### (1) 男女におけるあらゆる暴力の根絶【小国町DV防止基本計画】

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を充実させるとともに、被害の未然防止、被害者への支援に努めます。

具体的施策	取 組 内 容	担 当 課
①暴力の根絶に向けた意識啓発	広報やさまざまな機会を通じ、DV・性犯罪、売買春、セクハラなどの男女の人権を著しく侵害する暴力の根絶に向けた啓発を行います。	総務課 住民課
②被害者の保護、自立支援	関係機関と連携してDV・虐待等暴力被害者の早期発見、安全確保、自立を支援します。 また、緊急時における被害者の安全確保体制を整備します。	住民課 福祉課
③相談窓口の周知、相談対応	相談窓口の周知を図るとともに、相談に適切に対応します。	住民課 福祉課
④相談対応者等の育成	関係機関等が実施する研修への参加を促進し、相談対応職員の能力向上を図ります。	住民課 福祉課
⑤個人情報の適切な管理	被害者の安全確保を図るための住民基本台帳の閲覧制限などDV被害者に関する情報管理を徹底します。	住民課 福祉課

## （2）生涯を通じた男女の健康支援

男女が生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会に必要な基本的要件であり、ライフステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう取組みを進めます。

具体的施策	取 組 内 容	担 当 課
①健康づくりに関する意識啓発	広報やさまざまな機会を通じ、健康に対する町民の意識を高める啓発を行います。	福 祉 課
②健康の保持・増進	性差・年代に応じた健康教育・健康相談・各種健診（検査）・医療などの充実を通じ、心身の健康を保持・増進します。	福 祉 課
③食育の推進	自らの食について考える習慣を身に付け、健全な食生活などを学習する食育を推進します。	福 祉 課

## （3）誰もが安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者、障がい者、外国人などさまざまな困難を抱える人々が、自立し、安心した日常生活・社会生活を送れるよう、男女共同参画の視点に立った環境整備を進めます。

具体的施策	取 組 内 容	担 当 課
①高齢者が安心して暮らせる環境整備	地域による見守りや介護保険サービスの充実、のりあいタクシーの整備を図るなど、高齢者が健やかに安心して日常生活を送ることができるよう取り組みます。 また、老人クラブ等への活動支援や世代交流を通じ、生き甲斐をもって元気に活躍して暮らせるよう取り組みます。	情 報 課 福 祉 課

②障がい者が安心して暮らせる環境整備	障害福祉サービスの充実を図るなど、障がいのある人ができるだけ自立し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取り組みます。	福祉課
③子どもと子育て家庭が安心して暮らせる環境整備	子ども医療費の助成やひとり親家庭の自立支援など子どもと子育て家庭が安心・安全・健康に暮らせるよう取り組みます。	福祉課
④外国人が安心して暮らせる環境整備	在住外国人の住みやすい環境づくりの促進や自立した生活を応援して、安心して健康に暮らせるよう取り組みます。	住民課 福祉課
⑤虐待等の暴力のない環境整備	要保護児童の早期発見やその適切な保護、DV防止並びに高齢者への虐待防止及び障がい者への虐待防止を図るために、情報交換や支援内容を協議する協議会を運営し、虐待等の暴力のない環境を整備します。	住民課 福祉課 教育委員会



# 資料編

- 男女共同参画社会基本法
- 熊本県男女共同参画推進条例
- 小国町男女共同参画社会推進懇話会設置要項
- 小国町男女共同参画社会推進懇話会委員名簿
- 小国町男女共同参画社会推進会議設置要項
- 用語の解説 ～ 知っておきたいキーワード ～



## ■ 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

### 目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思に

よって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域にお

ける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施

策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## ■ 熊本県男女共同参画推進条例

(平成 13 年 12 月 20 日 熊本県条例 第 59 号)

### 目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 1 4 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進 (第 1 5 条—第 2 4 条)

第 3 章 熊本県男女共同参画審議会 (第 2 5 条—第 2 7 条)

第 4 章 雑則 (第 2 8 条)

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民 1 人 1 人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者(県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い(明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。)を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県、県民、事業者及び市町村の協働)

第8条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施し



なければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第10条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第12条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第13条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為

(2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第14条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第15条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
  - 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
  - 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。  
(県民及び事業者の理解を深めるための措置)
- 第16条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。  
(職業生活と家庭生活等との両立の促進)
- 第17条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。  
(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)
- 第18条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。  
(県の附属機関の委員の選任における配慮等)
- 第19条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。
- 2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。  
(調査研究)
- 第20条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第 21 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第 22 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第 23 条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第 13 条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

3 知事は、第 1 項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第 2 項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

(年次報告)

第 24 条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第 3 章 熊本県男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 25 条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 男女共同参画計画の策定に関する事項

(2) 第 23 条第 1 項の苦情の処理に関する事項

(3) 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。  
(組織)

第26条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第27条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

#### 第4章 雑則

(雑則)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第15条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

## ■ 小国町男女共同参画社会推進懇話会設置要項

(平成23年8月22日小国町訓令第14号)

(設置)

第1条 小国町における男女共同参画とその関係施策のあり方について、各層の幅広い意見を聴くため、小国町男女共同参画社会推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 男女共同参画に係る調査及び研究に関すること
- (2) 男女共同参画に係る取組方針に関すること
- (3) その他男女共同参画社会の形成の推進に関すること

(構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表者
- (3) その他、町長が適当と認めた者

2 委員の任期は2年（平成23年度中に委嘱される委員においては、平成25年3月31日まで）とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、住民課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要項は、平成23年9月1日から施行する。

## ■ 小国町男女共同参画社会推進懇話会 委員名簿

(平成 25 年 3 月)

役職名	委員指名(敬称略)	所属団体等名
会長	河津友子	あそ男女共同参画地域ネットワーク
副会長	奴留湯 哲宣	あそ男女共同参画地域ネットワーク
	宮崎 洋子	あそ男女共同参画地域ネットワーク
	北里 勝義	小国町議会総務文教福祉常任委員会
	上野 幾代	人権擁護委員(阿蘇大津人権擁護委員協議会)
	石松 喜久男	小国町民生委員・児童委員協議会
	横尾 祐輔	小国町社会教育委員会
	木田 増美	小国町連合婦人会
	佐藤 宏子	小国町商工会女性部



## ■ 小国町男女共同参画社会推進会議設置要項

(平成23年8月22日小国町訓令第15号)

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成に向けた施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、小国町男女共同参画社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 男女共同参画に関する取組方針の策定に関すること

(2) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合的かつ効果的な推進に関すること

(3) その他、男女共同参画社会の形成に関し必要な事項

(推進会議委員の構成)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げる各課等から選出された者をもって充てる。

2 委員の任期は2年（平成23年度中に選任される委員においては、平成25年3月31日まで）とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第4条 推進会議は、必要に応じ事務局が招集する。

(事務局)

第5条 推進会議の庶務を処理するため、事務局を住民課に置く。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要項は、平成23年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

【推進会議委員の選出課等】

総務課	1名	会計管理室	1名
情報課	1名	議会・監査委員事務局	
産業課	1名	教育委員会事務局	1名
建設課	1名	保育園	1名
税務課	1名	木野里荘	1名
住民課（隣保館を除く）	1名		
福祉課（施設を除く）	1名		計 11名

## ■ 用語の解説 ～ 知っておきたいキーワード ～ (50音順)

### ○ アンパイドワーク (Unpaid work)

家事、育児、介護、看護等の無償労働のことをいいます。こうした無償労働については、女性がその大部分を担っているのが現状ですが、男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が有償労働と無償労働をバランスよく担えるようにしていくことが重要です。

### ○ 育児・介護休業法

育児・介護休業法(正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。)は、労働者が申出を行うことによって育児休業(1歳に満たない子を養育するためにする休業)・介護休業(要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業)を取得することを権利として認めている法律です。

### ○ M字カーブ

我が国の女性の年齢階級別の労働力率(労働力人口/15歳以上の人口)は、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるM字カーブを描いています。就業を希望する人と労働力人口を加えて算出した潜在的労働力率を見ると、M字のくぼみはほとんどなくなり、欧米の形状に近づきます。このことから、結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実際就業できない女性が多いことがわかります。

### ○ 家族経営協定

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人一人の役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。

家族経営協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置付けが明確になります。

### ○ クォーター制(割当制)

公的な機関や委員会における任用、任命にあたって男女どちらか一方の性に偏ることがないように一定の割合に女性または男性を選定する制度で、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つです。北欧等では、選挙でも採用されています。



## ○ 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

## ○ ジェンダー (Gender)

人間には生まれつきの生物学的な性別（セックス／Sex）があります。一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性・女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）と言います。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

## ○ 女子差別撤廃条約

昭和 54 年（1979 年）に国際連合で採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効しました。政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他あらゆる分野における男女平等の実現のため必要な措置を定めています。日本は、昭和 60 年（1985 年）に批准し、男女雇用機会均等法や国籍法などの整備が行われています。

## ○ ストーカー規制法

平成12年5月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が成立し、同年11月24日に施行されました。この法律では、「ストーカー行為」の前段階の行為である「つきまとい行為等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととなっています。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規定されています。

## ○ セクシュアル・ハラスメント (Sexual harassment)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

## ○ 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。その上で、男女共同参画基本計画等の策定、地方公共団体及び民間団体に対する支援など、施策の基本となる事項について規定しています。

## ○ 男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する国民の理解を深め、国民各層・各界において、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われるよう気運の醸成を図るため、男女共同参画推進本部では、平成13年度から、「男女共同参画週間」を実施しています。男女共同参画社会基本法の公布・施行日（平成11年6月23日）を踏まえて6月23日から29日までの1週間とし、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、各種行事及び広報啓発活動が全国的に行われています。

## ○ 男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法（正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。）は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。平成11年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。また、企業名公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置が強化されました。

## ○ ドメスティック・バイオレンス（Domestic violence）

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されません。暴力には身体的なものだけでなく、精神的暴力、性的暴力含みます。

## ○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立しました（同年10月13日に施行）。この法律は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり一時保護を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定しています。法律は、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の共管となっています。

## ○ ポジティブ・アクション（Positive action）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女共同参画社会基本法第2条では「積極的改善措置」として規定されています。我が国では審議会等委員の登用や公務員の採用・登用等でこうした措置が進められています。アファーマティブ・アクション（Affirmative action）と呼ばれることもあります。

## ○ メディア・リテラシー（Media literacy）

メディアからの情報を主体的に読み解き、活用し、自己発信する能力のことをいいます。インターネット等の普及によって、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報の発信主体が多様化し、受信も容易になっていることから県民のメディア・リテラシーの向上を図ることが必要です。

## ○ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（Reproductive health / rights）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

## ○ ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことです。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざすものです。



～一人ひとりが輝いて暮らすまち～  
小国町男女共同参画社会づくり計画  
平成25年3月

---

---

発行 小国町

編集 小国町 住民課 隣保館

〒869-2501

熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1765-1

TEL 0967-46-5720

FAX 0967-46-5721

